

いばらき けん こん ぜつ め ざ じょうらい せい てい
「茨城県いじめの根絶を目指す条例」制定
れい わ ねん がつ にち しょう
(令和2年4月1日施行)

いじめを しな^{ゆる}ない、させない、許さない!

～社会総がかりでいじめの根絶を目指しましょう～



令和2年(2020年)6月

じ みる と う せい む ちょう さ かい

いばらき自民党政務調査会

「いじめ」をなくすために、
茨城県では、きまり(条例)が
※26~31ページ
つくられました。

凡例

「条例」:茨城県いじめの根絶を目指す条例

「法」:いじめ防止対策推進法



目次

いじめの根絶に向けたQ & A

児童・生徒向け

- 1 いじめられて学校に行きたくないときはどうすればいいの? 1
- 2 いじめを見かけたときはどうすればいいの? 3
- 3 いじめをなくすために私たちにできることはどんなこと? 5
- 4 いじめってどんなもの? 7
- 5 いじめはどれくらいあるの? 9
- 6 いじめられたときはどうすればいいの? 11

保護者向け

- 7 保護者はいじめにどのように関わればいいの? 13
- 8 いじめが心配で子どもが学校に行きたがらないとき
(不登校, ひきこもり)はどうすればいいの? 15

学校向け

- 9 学校はどのような対応が必要? 17
- 10 学校長にはどのような責任があるの? 17

教育委員会向け

- 11 教育委員会はどのような対応が必要? 18

幼児教育施設向け

- 12 幼児期はどのような対応が必要? 19

県・市町村向け

- 13 知事や市町村長にはどのような責任があるの? 19

県民の皆さま向け

- 14 社会総がかりってどういうこと? 20
- 15 大人はどうすればいいの? 21
- 16 県や市町村にはどのような責務や役割があるの? 21
- 17 新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別, いじめへの対応は? ... 22

資 料

- ① 茨城県いじめの根絶を目指す条例を踏まえた「いじめ対応フロー図」 23
- ② 茨城県いじめの根絶を目指す条例の概要 25
- ③ 茨城県いじめの根絶を目指す条例 26
- ④ いじめ防止対策推進法 32

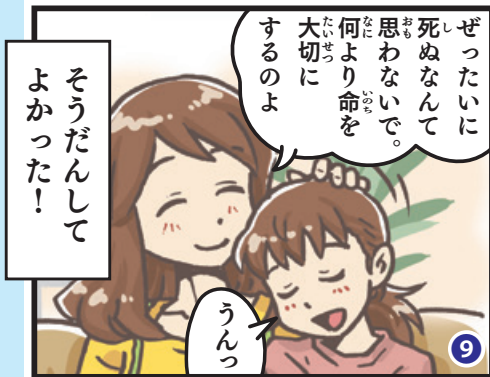
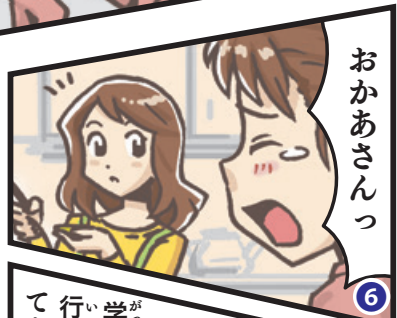
いじめの根絶に向けたQ&A

1 いじめられて学校に行きたくないときは
どうすればいいの？ 【児童・生徒向け】

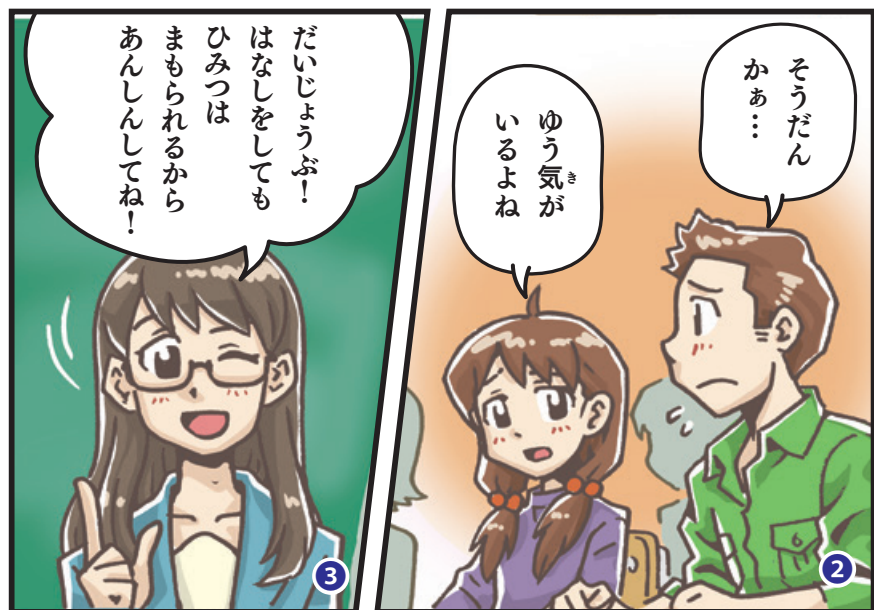
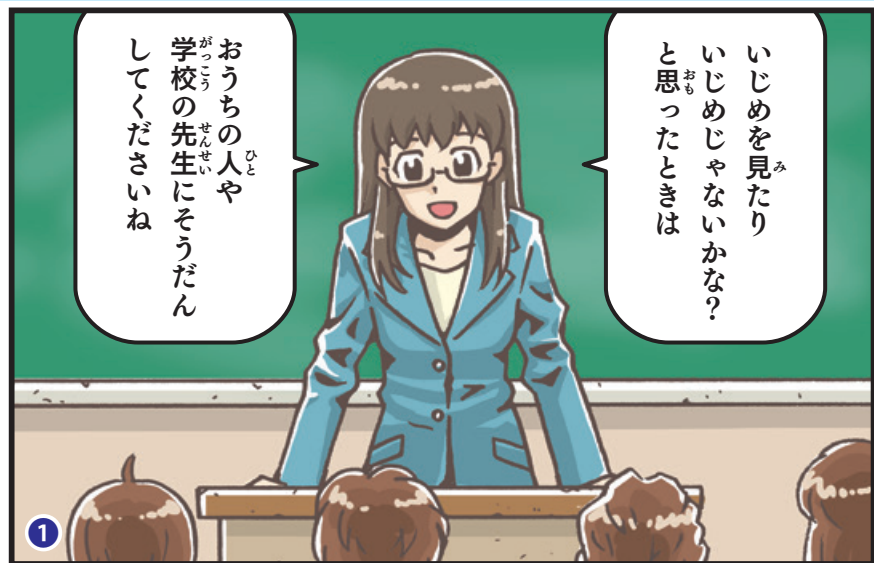


- つらくて学校に行きたくないとき、あなたをたすけてくれる大人の人がいるよ。「そうだんできるところ」は、12ページみを見てね。
- あなたをたすけてくれる方ほうほうについて、国くにのホームページでしらべてみよう。
https://www.mext.go.jp/march_lion/torikumi_futoukou.htm

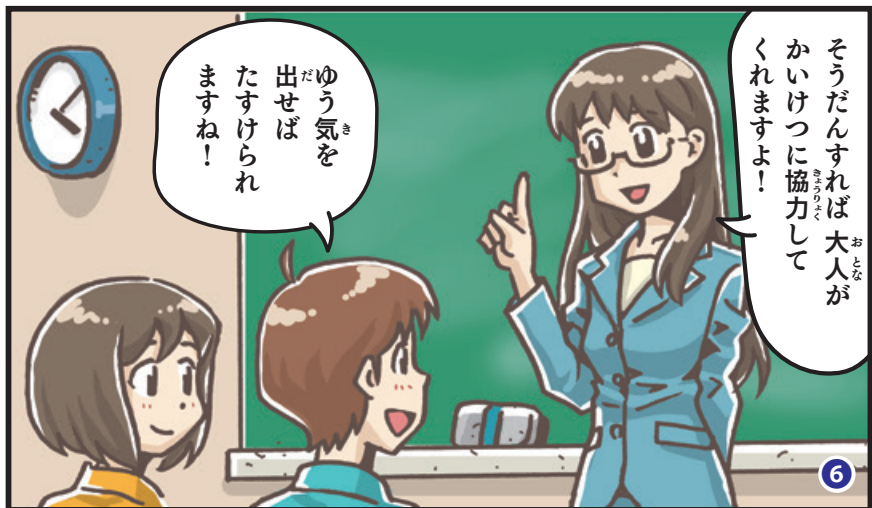
ふとうこう とりくみ 🔍



2 いじめを見かけたときはどうすればいいの？

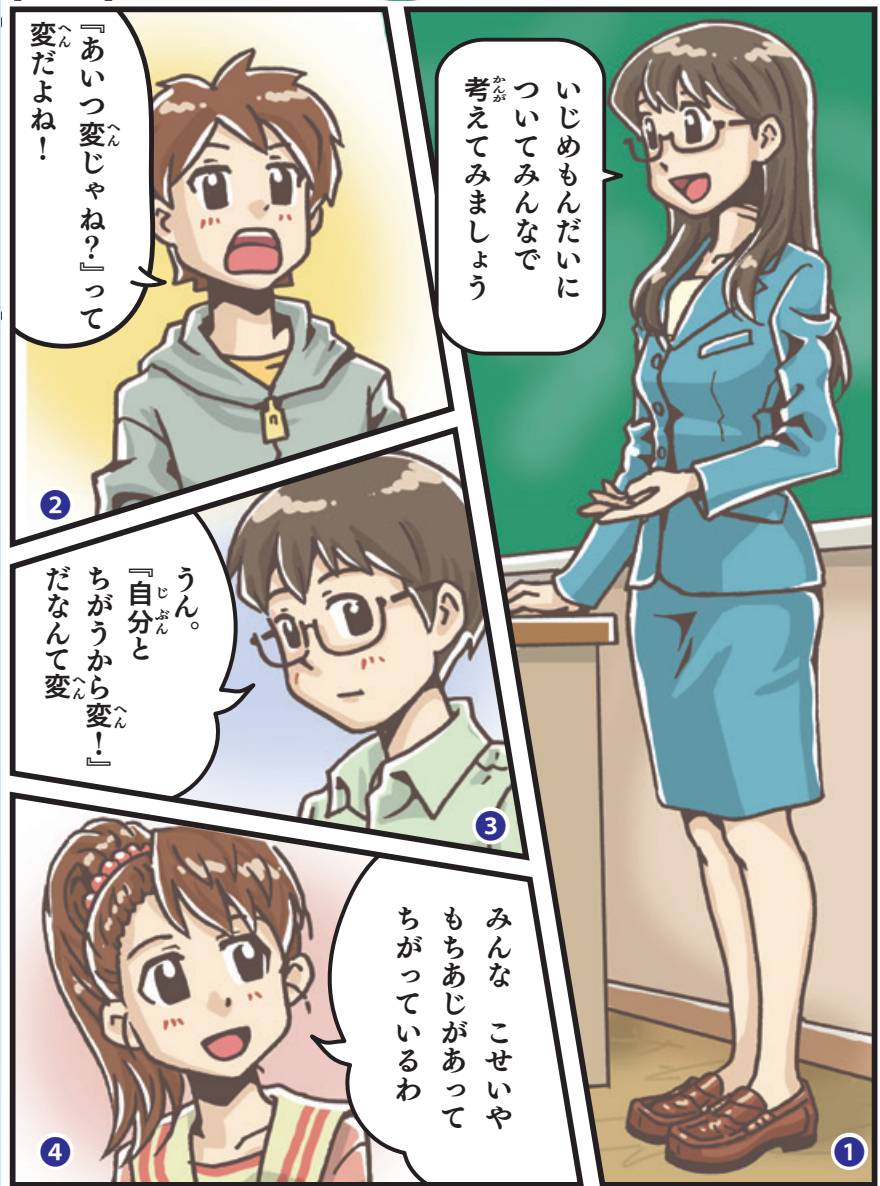


●クラスの^こ子がいじめに^あっていることを^みたり、^{かん}じたりしたけど、
先生^{せんせい}に^いいにくいときは、一人^{ひとり}でかかえこまずに、^みそうだんしてね。
⇒^{けん}の「^みそうだんできるところ」：12ページ^を見てね。
⇒^{くに}の「^みそうだんできるところ」：☎0120-0-78310^{なやみ言おう}



3

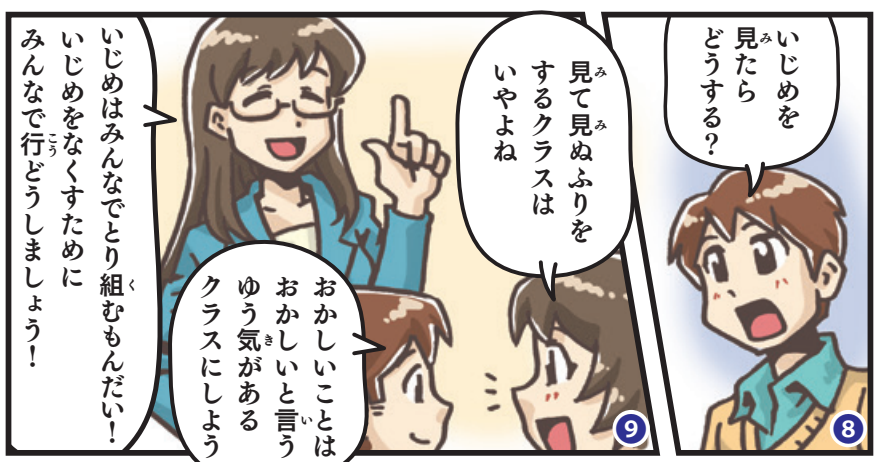
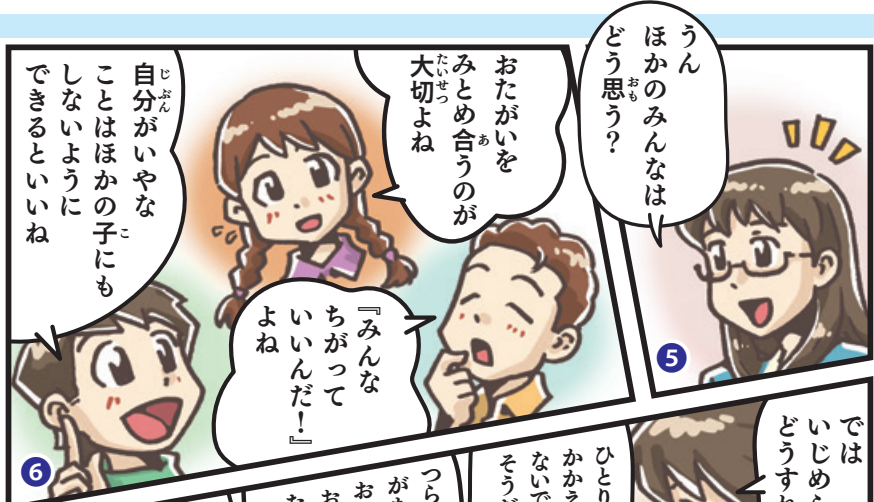
いじめをなくすために
私たちにできることはどんなこと？



●いばらき^{ない}けん^{がっこう}内の学校のとり組^{くみ}について、けん^なのホームページでしらべてみよう。
<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/iinkai/ijime.html>

いじめ いばらきけん とりくみ

●あなたの学校では、「いじめ」をなくするために、何^{なに}をしているかな？



4 いじめってどんなもの？



からかわれたり、
いやなことを言われる



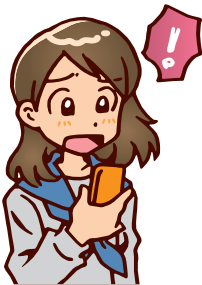
「あいつ変じゃねえ」などの
わる口をみんなで言い合う



ま
なか間はすれ、むしをされる



あそぶふりをしてたたかれる・
プロレスわざをかけられる



パソコンやスマホで
わるぐちを言われる・
いやなことをされる



いやなことやはずかしいこと、
きけんなことをされる・させられる



モノやおかねをとられる、
モノをこわされる

い
こ
おも
言われたり、された子がいやだなと思うことは、「いじめ」です。

じょうれいだい しょう
(条例第2条)



じどうせいと
(児童・生徒)

いろいろないじめがあるんですね。

いじりや、わるふざけでも
いじめになるんですか？

された^こ子がいやな^き気持ちになったり、
心^{こころ}にいたみをかんじたりしたら、
『いじめ』になるんですよ。



せんせい
(先生)

そうなんですか？

いじめは、心^{こころ}やからだをきずつけ、
いのちをうばうこともあるきけんな
ことなんです。



(先生)



(児童・生徒)

だから、いじめをしては
いけないんですね。

ひだり
左のイラストにあるようなことを
していないですか？



(先生)



(児童・生徒)

ひと とも
おうちの人や友だちと
かんが
考えてみてください。

はな
はい、話してみます。



(児童・生徒)

くわしくは

- 「いじめ」のいみについて、^{くに}国のホームページでしらべてみよう。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

いじめ ていぎ 🔍

- いばらきけんのきまり(条例)では、「いじめ」について、何^{なん}て言^いっているかな？
「26ページ」でさがしてみよう。

5 いじめはどれくらいあるの？

いばらきけん内の学校で 1年間※に発見された、いじめの件数

小学校	— 23,248件
中学校	— 5,294件
高とう学校	— 265件
とくべつしえん学校	— 97件

合計 28,904件

(※2018年4月～2019年3月)



いじめをされたことや、見かけたこと、
してしまったことはありますか？



(先生)

されたことも、
しちゃったこともあります…。



(児童・生徒)

くわしくは

- 「いじめ」がどれくらいあるのか、国がしらべているよ。見てみよう。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm

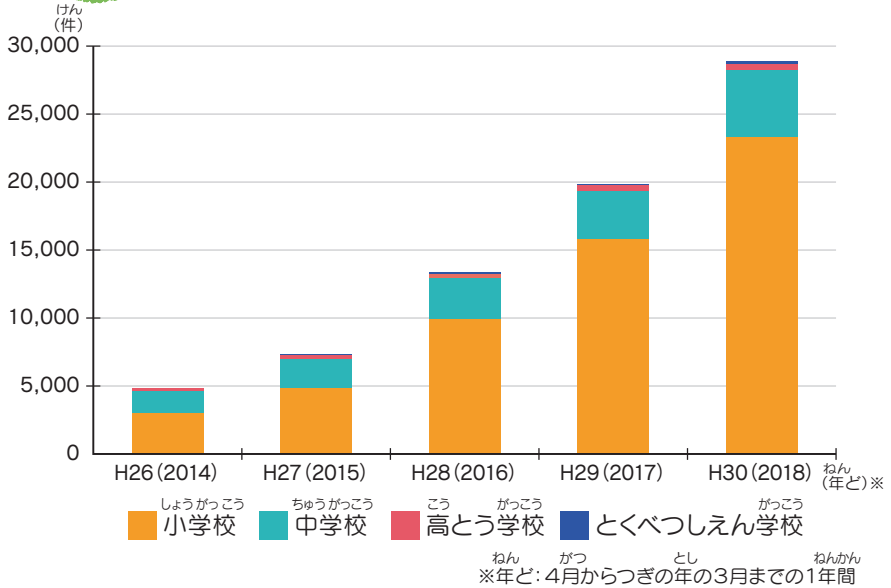
いじめ かず



- あなたの学校では、どれくらい「いじめ」が見つかっているのかな？
学校の先生に聞いてみよう。

みんなへの
しつもん

いばらきけん内で見つかった「いじめ」の数は、
どうかわっていているかな？



(児童・生徒)

いじめはこんなにふえているんですね。

そうだね。これは見つかった「いじめ」の数だけど、
じっさいにはもっとあるかもしれません。



(先生)

いじめはどの学校でも、
どの子にもおこることがあるんです。



(児童・生徒)

いじめは、みんなのもんだいなんです。

- 毎年、全国で200～300人もの児童生徒が自分のいのちを絶っています。
その中には、いじめをうけていた子も一定数確認されています。
- いばらきけんでも2015年に中学3年生がいじめにより亡くなっています。
- こうしたこともきっかけになり、いじめから子どもたちのいのちを守るための
条例がつくられました。
- 「みなさん。何よりも自分のいのちを大切にしてください！」

6 いじめられたときはどうすればいいの？



じどうせいと
(児童・生徒)

いじめられたときはどうすればいいですか？

ひとり
一人でかかえこまないで、『ひとうちの人や
がっこう学校の先生』にそうだんしてくださいね。



せんせい
(先生)



(児童・生徒)

そうだんしたら、
もっといじめられないかな…。

せんせい先生たちはひみつをまもりますよ。
先生にめいわくかなんてかんが考えなくていいですよ。
ゆうきをだしてそうだんしてくださいね。



(先生)



(児童・生徒)

し
知ってる人にそうだんするのは、はずかしいな…。

ひと せんせい
うちの人や先生にそうだんしにくいときは、
でんわ電話やメールでそうだんできるところがありますよ。



(先生)



(児童・生徒)

たすけてくれる大人おとなの人が
たくさんいるんですね。

みんなも、こまったときは、
ひとり
一人でなやまずに、そうだんしましょう。



(先生)

くわしくは

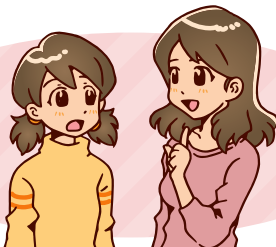
- 「そうだんできるところ」について、けんのホームページでも分かるよ。
<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/qa/soudan/index.html>

いじめ そうだん いばらきけん 🔍

- とも友だちがなやんでいたら、「そうだんできるところ」をおし教えてあげよう。

とも
友だちからのいじめに
なやんでいる

せんせい たいばつ
先生から体罰や、
いやなことをされた



わ こ
我が子へのいじめや
たいばつ ひがい きつ
体罰の被害に気付いた

よ そのこ
よその子のいじめや
たいばつ み
体罰を見かけた

いじめのそうだんは

でんわ
電話から

パソコン・スマホから

子どもホットライン

そうだんできる人

じどう せいと
児童・生徒

☎029-221-8181

メール
kodomo@edu.pref.
ibaraki.jp



そうだんできる日時

いつでも(毎日・24時間)



いじめ・体罰解消 サポートセンター

そうだんできる人

児童・生徒、大人

けん央 ☎029-221-5550

けん北 ☎0294-34-4652

ろっ行 ☎0291-33-6317

けん南 ☎029-823-6770

けん西 ☎0296-22-7830

そうだんできる日時

げつ すいようび
月・水曜日
(午前9時～午後4時30分)

か もく きんようび
火・木・金曜日
(午前9時～午後6時30分)

※R2年4月1日現在

ホームページ「ネット目安箱」

そうだんできる人

児童・生徒、大人

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/>



そうだんできる日時

いつでも(毎日・24時間)

いばらき子ども

そうだん
SNS相談2020(LINE)

そうだんできる人

けんない ちゅうがっこう ねん こうこう
県内の中学校1年～高校3年
の学年に該当する生徒

QRコードを読み取って
「友だち追加」

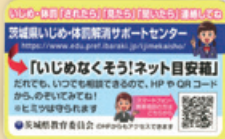


そうだんできる日時

R2年5月1日～9月18日

R3年1月4日～1月23日

(午後6時～午後10時)



7 保護者はいじめにどのように関わればいいのか？ 【保護者向け】

<お子さんがいじめを受けてしまった場合>

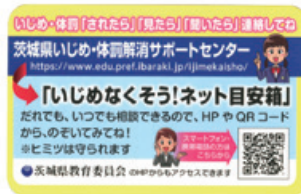
お子さんの不安な気持ちを丁寧に聞いてあげたり、学校に相談したりするなど、お子さんをいじめから守ることが重要です。

<お子さんがいじめを行ってしまった場合>

対応を学校任せにするのではなく、直ちに、いじめをやめさせるとともに、いじめた相手の苦しさを意識させるなどして、繰り返すことがないように必要な教育を行わなければなりません。

- お子さんがいじめを行うことのないよう、日頃から自分を大切に思う気持ちを持たせるとともに、他者への思いやりの心を醸成し、あわせて善悪の判断ができるように規範意識を養うことが必要です。
- いざというときに、適切な関わりができるよう、普段からお子さんの小さな変化に気づき、声掛けを行うなどにより良好な親子関係を育てていけるとよいでしょう。
- また、「いじめをどうやめさせたらよいか。」など、お子さんとの関わりに悩みがある場合や、「いじめがある。」と聞いた場合など、お子さんに限らずいじめに関する情報がある場合には、お一人で抱え込むことなく、学校や相談機関などに相談しながら、その後の対応につなげていただくことが大切です。

- いじめに関する相談窓口は、「12ページ」をご覧ください。



子どもも大人も
相談できます。

条例ではどんなことを定めているの？

- 保護者の責務を明確にしました。(条例第9条,28ページ)
 - 子どもがいじめを受けた場合には、いじめから保護すること。
 - 子どもがいじめを行った場合には、いじめを直ちにやめさせること。そして、いじめを繰り返さないための教育を行うこと。
 - 子どもがいじめを行うことのないよう、自分を大切に思う気持ちや他人を思いやる心を醸成し、規範意識を養うための教育を行うこと。 など

家庭用いじめ発見チェックリスト(茨城県教育委員会作成資料を加工)

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 学校に行きたくないと独り言を言う。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。集合場所に行きたがらない。
- 友達の荷物をもたされている。
- 一人で登校(下校)するようになる。遠回りをして登校(下校)するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。



日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。



持ち物の変化

- 自転車や持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール(ブログなど)を気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。



家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる。ペットにやつあたりする。

8

いじめが心配で子どもが学校に行きたがらないとき
(不登校、ひきこもり)はどうすればいいの？

- お子さんがいじめに起因して学校に行きたがらないとき、保護者として「不登校」や「ひきこもり」がとても心配になると思います。「不登校」は「学校に行っていない状態」を、「ひきこもり」は「ひきこもっている状態」を指す言葉で、どちらも病気などを意味する言葉ではありません。
- しかし、次のような体や心の症状を訴えることがあります。

体の症状

発熱，頭痛，腹痛，
吐き気，食欲不振，
全身倦怠感，めまいなど

心の症状

不眠，無気力，イライラ，
集中力低下，憂うつ感など

- 大切なことは、慌てず、ゆっくりとお子さんの気持ちを聴き、お子さんの不安な気持ちを受け止めることです。
- いじめに起因する不登校やひきこもりの事案に対しては、県や市町村、学校においては、まず、子どもの命や心身を保護することを最優先に、いじめを解消するために取り組みます。そして、被害にあった子どもが安心安全に通学できる環境を整えるとともに、学校外における学習活動等の場の確保（適応指導教室、自宅におけるICTを活用したオンライン学習等）に取り組み、子どもたちの教育の機会を確保する必要があります。（条例第16条）
- 心配…。そんなときは、抱え込まずに、各学校のスクールカウンセラーや、お住まいの市町村の適応指導教室（教育支援センター）、あるいは、右の相談窓口にご相談ください。



条例ではどんなことを定めているの？

- 県は、いじめに起因して不登校になっている児童生徒について、市町村や学校等と連携し、児童生徒の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談などの支援を行うことを決めました。また、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、学校や校長に対し、「いじめを行った児童生徒について被害者と別の場所で学習を行わせる措置」を適切に講ずるよう、定めております。（第16条）

※「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえて規定しております。

相談したいときは、各学校のスクールカウンセラーや次の窓口へどうぞ

名称	相談内容	方法	所在地	電話番号	受付
適応指導教室 (教育支援センター) ※市町村設置	不登校の児童・生徒の社会的な自立や学校復帰に向けた指導・援助に関すること		詳細は、各市町村の教育委員会にお尋ねください。		
子どもの教育相談	不登校、いじめ、非行や怠学、進学に関すること、子育てやしつけに関すること	電話 FAX メール 来所 (要予約)	笠間市平町1410 茨城県研修センター内	電話 0296(71)3870 FAX 0296(71)3870 E-mail 7830@center.ibr.ed.jp	電話 毎日8:00～21:00 (12/29～1/3は除く) FAX/メール 毎日24時間 (12/29～1/3は除く) 来所相談予約 0296(78)3219 月～金 9:00～16:30 (休日、12/29～1/3は除く)
発達に気になる子ども教育相談	児童・生徒の発達に関すること	電話 来所 (要予約)		0296(78)2777	月～金 9:30～16:30 (休日、12/29～1/3は除く)
いじめ・体罰解消サポートセンター	いじめなど、学校生活における様々な悩み	メール 電子 掲示板 電話 来所	水戸市柵町1-3-1 水戸教育事務所内	029(221)5550	メール・電子掲示板への書き込み 毎日24時間 URL https://www.edu.pref.ibaraki.jp/jijimekaisho/ 電話/来所相談 火・木・金 9:00～18:30 月・水 9:00～16:30
			日立市末広町1-1-4 県北教育事務所内	0294(34)4652	
			鉾田市鉾田1367-3 鹿行教育事務所内	0291(33)6317	
			土浦市真鍋5-17-26 県南教育事務所内	029(823)6770	
児童相談所	障害、虐待、非行、不登校などの様々な悩みに関するお問い合わせ	電話 面接 訪問	水戸市水府町864-16 中央児童相談所	029(221)4150	月～金 8:30～17:15 ※記載されている組織名称等は令和2年3月1日現在のものです。
			日立市弁天町3-4-7 日立児童分室	0294(22)0294	
			鉾田市鉾田1367-3 鹿行児童分室	0291(33)4119	
			土浦市下高津3-14-5 茨城県児童相談所	029(821)4595	
			筑西市二木成615 茨城県筑西児童相談所	0296(24)1614	
少年サポートセンター	少年の非行や、犯罪被害などに関する悩み	電話 メール 面接	少年サポートセンター水戸 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎	029(231)0900	毎日24時間 (平日17:15～翌8:30まで、土日・祝日は本部当直対応)
			E-mail(水戸・つくば共通) keishonen@pref.ibaraki.lg.jp 少年サポートセンターつくば 茨城県つくば市高野1197-20 豊里窓口センター	029(847)0919	
いばらきこころのホットライン	不登校や思春期の問題、精神障害など心の問題全般		電話	月～金 029(244)0556	月～金 9:00～12:00/13:00～16:00 祝祭日・年末年始休
				土日 0120(236)556	土日 9:00～12:00/13:00～16:00 年末年始休
茨城いのちの電話	人生・家庭・夫婦・健康・教育・性・対人関係など		電話	029(855)1000 029(350)1000	365日24時間
				0120(783)556	フリーダイヤル毎月10日 8:00～翌8:00

★お子さん専用の相談窓口 ※お子さんが話し相手を求めているような場合、お勧めください。

対象	名称	相談内容(概要)	方法	電話番号	受付時間
児童・生徒専用	子どもホットライン	いじめ、不登校 友人関係、性の問題 大人社会への不満など	電話 FAX 電子メール	電話029(221)8181 FAX029(302)2166 E-mailホームページから 子どもホットライン で検索	毎日24時間

※いじめに関する相談窓口は、「12ページ」もご覧ください。

9 学校はどのような対応が必要？【学校向け】

- いじめのない学校づくりに向けては、まずは、先生が子どもたちの小さな変化やサインを見逃さないことが重要です。そして、いじめを認知した場合などには、担任の先生が一人で抱え込むことなく、学年主任等に相談の上、学校が組織として、迅速かつ適切に対応することが必要です。
- また、当たり前のことですが、学校の教職員によるいじめ、教職員間*の*いじめに類する行為は、絶対に許されません。教職員は、子どもたちの一番身近な社会人として、自分自身の言動が子どもたちに与える影響の大きさを十分に自覚して指導に当たることが重要です。
- 県が実施する研修により教職員の資質向上を図るとともに、県が派遣するカウンセラーやソーシャルワーカー、スクールロイヤー（弁護士）の積極的な活用や早めの相談も大切です。子どもたちが自律した子に育っていただけるように、校長先生のリーダーシップの下、保護者や関係機関と連携を密に図り、いじめの根絶を目指してください。

●学校の主な責務

条例等の条文	責 務
第 8 条	<ul style="list-style-type: none"> ●教員間<i>の</i>いじめに類する行為の禁止【本県独自】 ●いじめを行ってはならないことについての分かりやすい教育【本県独自】
第 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者の秘密の保持【本県独自】 ●いじめ発見のための定期的な調査【本県独自】
第 16 条	<ul style="list-style-type: none"> ●学習機会の確保 ●犯罪行為と思われるいじめの警察への通報
法第25条	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめた児童生徒への懲戒



10 学校長にはどのような責任があるの？

- 学校長は、いじめを行ってはいけないことは、他の教職員と同様に当然のことですが、加えて、**学校運営の責任者として、学校におけるいじめの防止等の対策を進める上で、重要な責務を負っております。**

学校長は、所属の教職員を監督し、いじめのない学校運営が行われるよう努めなければなりません。



●学校長の主な責務

条例等の条文	責 務
第 8 条	<ul style="list-style-type: none"> ●教員へのいじめに類する行為の禁止【本県独自】 ●いじめの問題に対する学校全体での取組
第 12 条	●「学校いじめ防止基本方針」の公表・検証の主導【本県独自】
第 15 条	●相談、通報等がしやすい学校環境づくりの主導【本県独自】
第 16 条	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめの事実確認・報告の主導 ●学習機会の確保、犯罪行為と思われるいじめの警察への通報の主導
法第25条	●いじめた児童生徒への懲戒

11 教育委員会はどうな対応が必要？【教育委員会向け】

- いじめの根絶を目指す上で、県や市町村の教育委員会が果たす役割は大きいものがあります。そこで、首長部局と緊密な連携の下、条例第3条の基本理念にのっとり、いじめの防止等の施策を策定し、推進する必要があります。
- また、教育委員会においては、**学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、学校への支援や保護者等への対応を適切に行う必要があります。**そして、**重大事態※1の認定を適切に行い、迅速に対処する**必要があります。
- さらに、特に困難ないじめの問題を抱える学校に対しては、早急に担当者を派遣するなどして、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けて、適切に指導助言を行うことも重要です。



●教育委員会の主な責務

条例等の条文	責 務
法第 28 条	<ul style="list-style-type: none"> ●「重大事態」の調査※2 ●いじめを受けた児童生徒やその保護者への情報提供※2
法第 26 条	<市町村>いじめを行った児童生徒の出席停止命令
第 16 条	<県>いじめ防止対策推進法の運用に係る市町村教育委員会への指導助言
第 20 条	<県>いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

※1・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生命心身財産重大事態)

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校重大事態)

(被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときを含む。)

※2 学校が調査を実施する場合は、当該調査や情報提供に係る学校への指導・支援

12 幼児期はどのような対応が必要？ 【幼児教育施設向け】

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児は、幼稚園、保育所、認定こども園等における日常生活で、仲間と楽しく過ごす一方で、いざこざや葛藤の体験を重ね、それらを乗り越える経験を通して、道徳性や規範意識の芽生えが養われます。あわせて、他の人との付き合い方や集団生活のルールを学び取り、社会性を身に付けていきます。
- 葛藤の体験は、幼児にとって大切な学びの機会ですが、その一方で、いざこざや言葉のやり取りが激しかったり、長い間続いたりしている場合には、大人が仲立ちをすることも大切です。
- また、いじめの低年齢化の傾向が見られる中、**将来のいじめの防止のためには、いじめを行ってはいけないことについて、幼児期から、分かりやすく、教えていくことが大切です。**

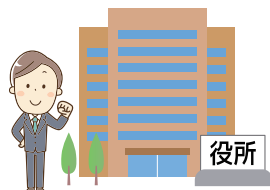


条例ではどんなことを定めているの？

- **いじめの未然防止のため、県は、幼児期の取組を推進します。(第13条)**
 - 幼稚園、保育所、認定こども園や家庭における、いじめを行ってはならないことについての分かりやすい教育のための取組
 - 幼児の道徳性と規範意識の芽生えが養われるための取組

13 知事や市町村長にはどのような責任があるの？ 【県・市町村向け】

- **いじめの問題の克服のためには、学校や教育委員会に対応を任せきりにするのではなく、教育長を任命し、総合教育会議の招集権を持つ知事や市町村長の責任は大きく、強いリーダーシップの発揮が必要となります。**
- **いじめの根絶に向けて、教育委員会との緊密な連携の下、県や市町村が一体となっていじめの防止等の対策を推進することが不可欠です。(前文, 第5条, 第6条)**



14 社会総がかりってどういうこと？【県民の皆さま向け】

- いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。子ども同士のいじめ、大人から子どもへのいじめ、大人同士のいじめ、その種類を問わず、いじめは、決して許されない行為です。
- そこで、条例やいじめの問題について、県民の皆さまに関心と理解を深めていただくよう、県が「いばらき教育月間」(11月)における重点的な啓発活動に取り組むことを定めております。(条例第19条)
- いじめは社会全体に関わる問題なのです。特に、これからの未来を歩んでいく子どもたちが健やかに成長することができる環境づくりについては、学校や家庭だけが担うものではなく、全ての県民が「いじめをしない、させない、許さない」という認識を共有しながら、社会総がかりで、取り組んでいくことが必要です。



条例ではどんなことを定めているの？

- いじめの根絶に向けて「社会総がかりで取り組む」ことを決めました(前文、第3条、第19条、第20条等)
- 県は、様々な関係者で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置すること(第20条)や、「いばらき教育月間(11月)での重点的な啓発活動」を推進すること(第19条)を決めました。

15 大人はどうすればいいの？

- いじめの防止等のための対策には、全ての県民(大人)が子どもたちの健全な育成を支えていく必要があります。そのため、**大人もいじめを見つけた場合やいじめの疑いがある場合には、学校や教育委員会、あるいは相談機関などにその事実を知らせることが大切で、そのことが、いじめの解決に向けた取組を前に進めることにつながります。**
- そして、目の前でいじめを発見したら、見て見ぬ振りをするのではなく、「ダメ！」と注意したり、いじめをしてはいけないことを諭したりするなど、いじめの問題に立ち向かう勇気が必要ではないでしょうか。
- また、子どもは大人の言動を見ながら日々成長していますので、**大人は子どもの模範となるよう、社会や家庭において、いじめのような行為を厳に慎む必要があります。**さらに、職場におけるパワハラなどのハラスメント(いじめや嫌がらせ)のない社会をつくる必要があります。
- 子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行う上で、大人一人ひとりが日頃から、豊かな人間関係を築いて生きていく姿を見せることが重要ではないでしょうか。

条例ではどんなことを定めているの？

- 大人は、児童生徒の模範となるよう、職場や社会でのいじめの根絶に努めることや、地域社会での児童生徒の健全な育成、いじめを認識した場合等の通報について定めました。(第10条)

16 県や市町村にはどのような責務や役割があるの？

●県の主な責務

条例の条文	責 務
第 5 条	いじめの防止等のための施策を総合的に策定及び実施
第 13 条	いじめの未然防止に向けた啓発や幼児期の取組等【本県独自】
第 14 条	S N Sを活用した相談体制の整備等【本県独自】
第 16 条	いじめにより不登校になっている児童生徒への支援等【本県独自】
第 17 条	教職員の資質の向上や、カウンセラー、ソーシャルワーカー、弁護士(スクールロイヤー)等の学校への派遣等【本県独自】
第 18 条	ネットいじめの防止【本県独自】
第 19 条	教育月間における啓発活動の重点的実施【本県独自】
第 22 条	推進体制の整備【本県独自】
第 23 条	財政上の措置

●市町村の役割

条例の条文	責 務
第6条	地域の状況に応じたいじめの防止等の施策の策定及び実施

●学校の設置者の責務

条例の条文	責 務
第7条	設置する学校におけるいじめの防止等の対策に係る必要な措置

17 新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、いじめへの対応は？

- 新型コロナウイルスに感染された方やその家族、濃厚接触者や、医療・福祉従事者、物流等の私たちの生活を維持するために必須とされる仕事を続けている方々に対する誹謗中傷や、インターネット上での心ない書き込みなどが見受けられます。
- 不確かな情報や誤解に基づく不当な差別や偏見、いじめ等があってはなりません。感染された方やそのご家族、濃厚接触者や社会を支えている方々に対する誹謗中傷や不当な差別的な言動を絶対にしないでください。
- 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手し、人権侵害につながることをないよう、冷静な行動に努めましょう。また、差別や偏見、いじめに困った時は、一人で悩まず、相談してください。



新型コロナウイルス感染症に関する偏見等の相談は

法務省の 相談窓口

- **みんなの人権110番** (全国共通人権相談ダイヤル)
☎0570-003-110 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)
- **子どもの人権110番**
☎0120-007-110 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)
- **外国語人権相談ダイヤル**
☎0570-090911 (平日午前9時00分から午後5時00分まで)

茨城県の 相談窓口

- **精神保健福祉センター** (新型コロナウイルス感染症に関する「こころのケア」)
☎029-243-2870 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)

新型コロナウイルス感染症に関する情報は

- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 茨城県ホームページ
<https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/top.html>

「新型コロナウイルス 厚労省」又は「新型コロナウイルス 茨城県」 🔍

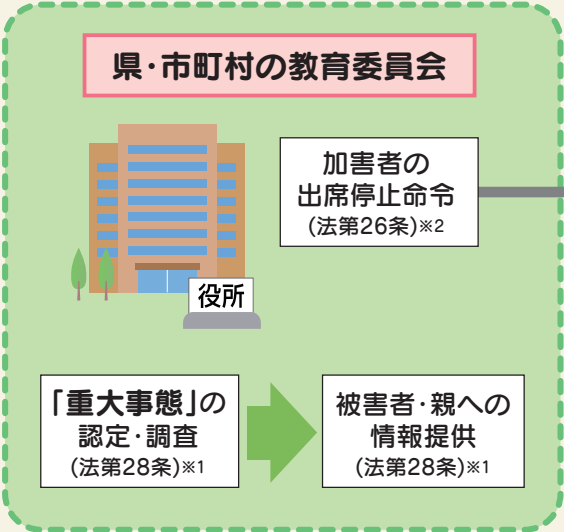
茨城県いじめの根絶を目指す条例を踏まえた いじめ対応フロー図

()内は特に表示がなければ、条例の条文
→ 矢印は、「誰が誰に」行うかを表示



直ちにやめさせる
いじめを繰り返さないための教育
(第9条)

加害者の保護者



知事・市町村長

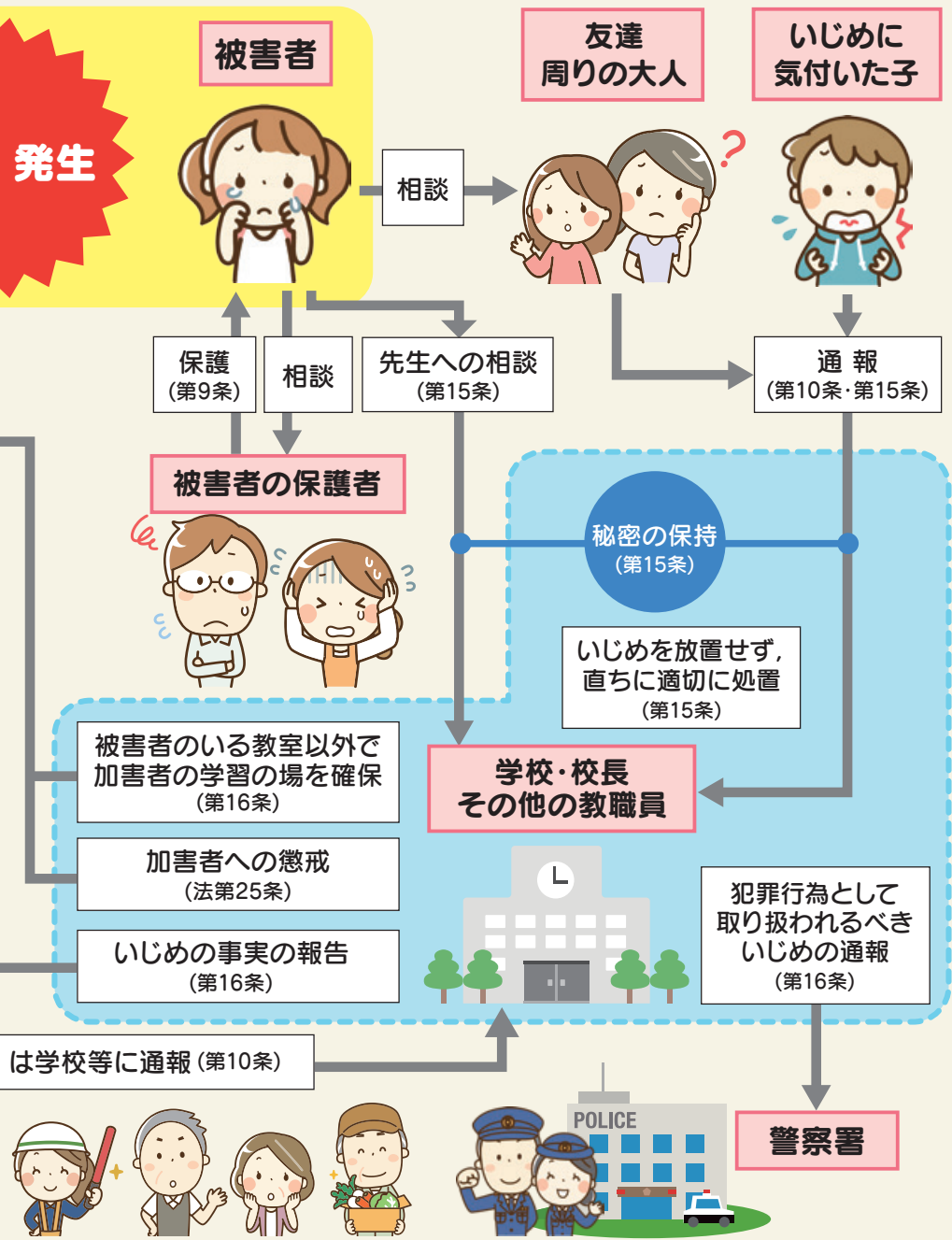
総合教育会議の招集
(地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第1条の4)

いじめを認識した場合など

県民
(大人)



※1「学校設置者」又は「学校」(ただし、私立の場合は、学校法人又は学校が認定等を行い、知事に報告を行う。)
※2「市町村教育委員会」のみ



②茨城県いじめの根絶を目指す条例の概要

【背景】

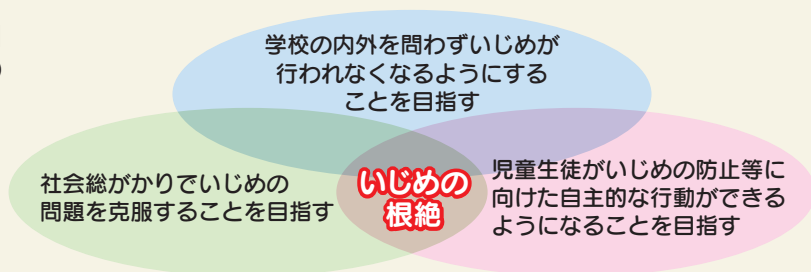
近年、いじめに起因する児童生徒の不登校や引きこもりなどが生じ、さらには、児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっております。

【目的】（第1条）

いじめの根絶を目指して、「いじめをしない、させない、許さない」との認識を県民が共有し、児童生徒が健やかに成長することのできる環境づくりに社会総がかりで取り組むため、行政、学校・校長・教職員、保護者、県民などが果たすべき役割を明らかにし、いじめの未然防止、いじめの早期発見・対処に関する対策を総合的かつ効果的に推進していくことを定めております。

【基本理念】

（第3条）



【条例の主な視点（柱立て）】

条例では、本県独自の主要な10の柱を定めております。

- ①いじめの根絶に向けて社会総がかりで取り組む。（前文、第3条第2項、第19条等）
- ②いじめのない学校運営が行われるよう校長の責任を明確にした。校長その他の教職員のいじめに類する行為を禁じた。（第8条第2項・第3項・5項、第15条第3項等）
- ③いじめを行った児童生徒の保護者の対応や、いじめを行った・いじめを受けた児童生徒への対応を明確にした。（第9条第3項、第16条第1項・第5項～第7項等）
- ④いじめによって自ら命を絶つことなどを防ぐため、児童生徒からのSOSの受け止めと、SNSの相談体制など相談しやすい環境づくりを明確にした。（第14条第3項、第16条第2項等）
- ⑤いじめの問題の克服のために、教育長の任命や総合教育会議の招集などの重要な役割を担う、市町村長・知事の対応を求めた。（前文、第5条第6項、第6条第2項）
- ⑥大人社会のいじめ根絶や幼児期の取組を規定した。（第10条第3項、第13条第3項）
- ⑦学校で、専門的知識に基づきいじめの対策が行われるよう、スクールロイヤー（弁護士）の派遣等の支援を規定した。（第17条第2項）
- ⑧「いじめ防止対策推進法」の運用が適切に行われるよう、市町村教育委員会に対する県の指導・助言・援助を規定した。（第16条6項・第8項等）
- ⑨いじめの防止等について県民の理解を深めるため、「いばらき教育月間」（11月）での重点的な啓発活動を規定した。（第19条第2項）
- ⑩条例に基づくいじめの防止等の対策の推進体制整備を求めた。（第22条）

③茨城県いじめの根絶を目指す条例（令和元年茨城県条例第40号）

近年、いじめに起因する児童生徒の不登校や引きこもりなどが生じ、さらには児童生徒がいじめによって自らの命を絶つ痛ましい事件が発生するなど、深刻かつ重大な社会問題となっている。

いじめは、社会において、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある。

今こそ、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む必要がある。

そのためには、知事、市町村長及び校長がリーダーシップを発揮し、県、市町村、学校及び県民が一体となって対策を展開することが不可欠である。

ここに、私たちは、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、「いじめをしない、させない、許さない。」という認識を広く県民が共有し、いじめの根絶に社会総がかりで取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務等を明らかにするとともに、県の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長することのできる環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例（第1号に掲げる用語にあっては、第10条第3項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して楽しく学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童生徒の生命及び心身を最優先で保護するため、国、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が、一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定により、いじめの防止等のための施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村、学校の設置者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。
- 3 県は、市町村、学校の設置者、学校その他の関係者が、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、いじめの防止等のための対策の促進を図るため、広報その他の啓発活動に努めるものとする。
- 5 県は、いじめに関する相談及び通報を受け付けるための体制を整備するものとする。
- 6 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むために、知事及び茨城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の相互の緊密な連携の下、いじめの防止等のための対策を推進するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係者と協力しつつ、当該地域の状況に応じたいじめの防止等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むために、市町村長及び市町村の教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）の相互の緊密な連携の下、いじめの防止等のための対策を推進するよう努めるものとする。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のための対策について、自らが第一義的に実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校及び校長その他の教職員の責務)

第8条 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、適切かつ迅速にこれ

に対処しなければならない。

- 2 学校及び校長その他の教職員は、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。
- 3 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努めなければならない。
- 4 学校及び校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、いじめの問題を抱え込むことなく、第1項の関係者と連携し、いじめを受けている児童生徒が支援を求めやすい環境を整備するよう努めなければならない。
- 5 校長は、学校がいじめの防止等のための対策について、所属の教職員を監督し、基本理念にのっとり、いじめのない当該学校の運営が行われるよう努めなければならない。

(保護者の責務)

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。
 - 3 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、これを直ちにやめさせるとともに、当該児童生徒に対し、いじめを繰り返さないために必要な教育を行うよう努めるものとする。
 - 4 保護者は、児童生徒の変化に気付き、迅速に対応するよう努めるものとする。
 - 5 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、国、県、市町村、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第10条 県民は、いじめの防止等のための対策に取り組み、地域社会全体で児童生徒の健全な育成を支えていくよう努めるものとする。
- 2 県民は、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。
 - 3 県民は、それぞれの活動の場及び地域社会において、児童生徒の模範となるよう、いじめの根絶に努めるものとする。

(茨城県いじめ防止基本方針)

- 第11条 県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「茨城県いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 県は、いじめを取り巻く社会状況等の変化に適切かつ迅速に対応するため、定期的に茨城県いじめ防止基本方針を検証し、必要に応じこれを変更するものとする。

3 県は、茨城県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 学校は、法第11条第1項に規定するいじめ防止基本方針又は茨城県いじめ防止基本方針若しくは法第12条の規定により市町村が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（次項において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、学校いじめ防止基本方針について準用する。

(いじめの未然防止)

第13条 県は、いじめの未然防止を図るため、市町村、学校その他の関係者と連携し、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うための教育活動の充実を図るものとする。

2 県は、家庭及び地域社会において、いじめの未然防止のための取組が促進されるよう、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県は、いじめの未然防止に資するよう、市町村その他の関係者と連携し、幼稚園、保育所及び認定こども園並びに家庭において、幼児期から、いじめを行ってはいけないことについて、分かりやすい教育が行われるよう努めるとともに、基本理念に準じて、幼児の道徳性と規範意識の芽生えが養われるよう努めるものとする。

(いじめの早期発見及び対処に関する相談体制等)

第14条 県は、いじめの早期発見及びいじめへの対処を図るため、市町村、学校その他の関係者と連携し、児童生徒、保護者、学校の教職員等がいじめに関する相談及び通報を安心して行うことができるよう、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する相談及び通報に迅速に対応することができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、いじめについて相談しやすい環境を確保するため、ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを活用した相談体制の整備に努めるものとする。

4 県は、市町村、学校その他の関係者と連携し、いじめに関する情報の収集を行い、その実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(学校でのいじめの相談、通報等)

第15条 児童生徒は、自分がいじめを受けた場合又は他の児童生徒に対して行われるいじめを認識した場合若しくはいじめの疑いがあると認められる場合には、直ちに教職員に相談し、又は通報するように努めるものとする。

2 学校は、いじめを早期に発見するため、定期的に、当該学校に在籍する児童生徒に調査を行うものとする。

3 校長その他の教職員は、前2項の規定による相談、通報等によりいじめが疑われる場合には、相談者等の秘密の保持に十分配慮しつつ、いじめを放置することがないよう直ちに適切な処置を講ずるものとする。

- 4 校長その他の教職員は、第1項及び第2項の規定による相談、通報等がしやすい学校の環境づくりに努めるものとする。

(いじめに対する措置)

- 第16条 県は、いじめに起因して不登校になっている児童生徒について、市町村、学校その他の関係者と連携し、当該児童生徒の心身の状況に応じて、学習活動等の場の確保、相談その他の支援措置を講ずるものとする。
- 2 県は、いじめから児童生徒の生命及び心身を最優先で保護するため、助けを求める児童生徒の思いをしっかりと受け止めることに意を尽くし、市町村、学校、家庭その他の関係者と連携し、適切に対応するものとする。
 - 3 学校及び校長その他の教職員は、法第23条第2項の規定に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置及び当該学校の設置者への報告を適切に行うものとする。
 - 4 学校及び校長その他の教職員は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、法第23条第6項の規定に基づき、所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。
 - 5 学校及び校長その他の教職員は、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするため、法第23条第4項の規定に基づき、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒とは別の場所で学習を行わせる措置その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。
 - 6 県は、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするため、市町村教育委員会が法第26条の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の出席停止の措置その他の必要な措置を適切に行うよう、必要な指導、助言又は援助を行うよう努めるものとする。
 - 7 学校又は市町村教育委員会は、前2項の規定による措置を行った場合には、いじめを行った児童生徒の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。
 - 8 県は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者が法第28条第1項に規定する重大事態の調査の内容を知ることの重要性に鑑み、市町村教育委員会及びその設置する学校が、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し同条第2項の規定による情報の提供を適切に行うよう、市町村教育委員会に対し、必要な指導、助言又は援助を行うよう努めるものとする。

(教職員の資質の向上及び人材の確保)

- 第17条 県は、いじめの防止等のための施策を適切かつ効果的に行うため、教職員に対する研修の充実を図り、その資質の向上に努めるものとする。
- 2 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、カウンセラー、ソーシャルワーカー、弁護士その他の心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有する人材を確保し、学校の求めに応じて派遣する等により、学校の支援に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめの防止等)

- 第18条 県は、スマートフォンその他の携帯電話端末等によりソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるいじめの防止等を図るた

め、市町村、学校その他の関係者と連携し、児童生徒に対するインターネットの適切な利用に関する教育、保護者への啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第19条 県は、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度及び救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行い、県民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県は、いばらき教育の日を定める条例（平成16年茨城県条例第35号）第3条に規定するいばらき教育月間において、いじめの防止等についての関心と理解を深めるための啓発活動を重点的に実施するよう努めるものとする。

(茨城県いじめ問題対策連絡協議会)

第20条 法第14条第1項の規定に基づき、県教育委員会に茨城県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、県教育委員会、学校、市町村教育委員会、児童相談所、水戸地方事務局、茨城県警察本部その他の関係者により構成する。

3 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 県、市町村及び学校におけるいじめの防止等のための施策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関、団体等の連携に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要な事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

(いじめ調査委員会)

第21条 県は、法第28条第1項の規定により県立学校に係る調査を行うため、県教育委員会にいじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 県は、県立学校において、いじめにより当該県立学校の児童生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じた疑いがある場合又は当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、調査委員会において適切かつ迅速に対処するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

(推進体制の整備)

第22条 県は、この条例に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、当該対策に係る体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 県は、この条例に基づくいじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

④いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

最終改正：令和元年法律第11号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第5条 国は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第11条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、

当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護

者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

（関係機関等との連携等）

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第18条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第20条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじ

めを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第26条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第27条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の

学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、

附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 略

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

第33条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

(学校評価における留意事項)

第34条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第35条 高等専門学校(学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

「いじめから、子どもたちの生命や心身を最優先に守る。」

そのためには、いじめの未然防止や、早期発見・対処のための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む必要があるとの思いが、県議会会派の「いばらき自民党」の議員に募っていました。

それが契機となり、この条例の議員提案につながり、制定されました。ここに、改めて、関係各位のご支援、ご協力に対し、敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。



条例案を検討する「いばらき自民党政務調査会」の様子



議員と県教育庁関係者の勉強会の様子



条例が可決された茨城県議会の様子
(令和元年第4回定例会)

協 力

茨城県教育委員会…総務課，生涯学習課，義務教育課，
高校教育課，特別支援教育課
茨城県議会事務局…政務調査課

いじめについてのお問い合わせ

茨城県教育委員会義務教育課生徒指導・いじめ対策推進室※

TEL：029-301-5229 FAX：029-301-5239

HP：<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/welcome/iinkai/ijime.html>

又は「各学校・市町村教育委員会」へ

※この条例(第22条)に基づいて新設された組織です。

令和2年(2020年) 6月発行

編集：いばらき自民党 政務調査会

住所：〒310-0852 茨城県水戸市笠原町24-4

電話：029-240-4610

FAX：029-240-4416

Eメール：info@ibaraki-jimin.jp